

新潟県と新潟県社会保険労務士会との包括的な連携に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）と新潟県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、誰もが活躍できる働きやすい環境づくりに向けて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携・協力して取組を進めることで、新潟県内における誰もが活躍できる働きやすい環境づくりを促進することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 働きやすい環境づくりに関する事
- (2) 適切な労務管理に関する事
- (3) 働き方改革の推進に関する事
- (4) 多様な働き方の推進に関する事
- (5) ワークルール教育の推進に関する事
- (6) 災害時等における労働相談業務の実施に関する事

2 具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく取組を実施するに当たり、相手方から知り得た秘密情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（損害補償）

第4条 この協定に基づく業務の実施において、乙及び乙の会員に生じた損害の補償は、乙の責任において行う。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申入れのないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和3年1月27日

甲：新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

新潟県知事

花角菜世

乙：新潟県新潟市中央区東大通2丁目3番26号

新潟県社会保険労務士会

会長

水戸伸朗